

傍 聴 要 領

長崎県肝炎対策協議会事務局

1. 傍聴する場合の手続き

- (1) 長崎県肝炎対策協議会の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時間の10分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室して下さい。
- (2) 傍聴希望者が、会議開始10分前までに定員を越えた場合には、抽選とする場合があります。

2. 会議を傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴する方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を示さないこと。
- (2) 会場において、飲食などしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。(ただし、座長等が認めた場合は、この限りではない。)
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

3. 会議の秩序の維持

- (1) 上記2の外、傍聴される方は、事務局の指示に従って下さい。なお、不明な点があれば係員にお聞き下さい。
- (2) 傍聴される方が上記のことに違反した場合には、注意し、なおこれに従わない場合は、退場していただくことがあります。